

海上自衛隊訓令第21号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、海上補給隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月27日

防衛庁長官 額 賀 福志郎

海上補給隊の編制に関する訓令

第1条 海上補給隊は、補給艦2以上をもって編成する。

第2条 海上補給隊の長は、海上補給隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、護衛艦隊司令官の指揮監督を受け、海上補給隊の隊務を統括する。

附 則

この訓令は、平成18年4月3日から施行する。